

高南小学校 PTA 会則

第 1 条（名称及び事務所）

- ◇ 本会は豊島区立高南小学校 PTA と称し事務所を本校内に置く

第 2 条（目 的）

- ◇ 本会は保護者と教職員が協力し、教育の向上を目指し家庭と学校間の連絡を密にして地域社会と協力し、児童の福祉増進と健全育成をはかるとともに会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする

第 3 条（方 針）

- ◇ 本会は次の方針に従って活動する
 1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする活動を行わない
 2. 本会または本会役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない
 3. 児童の育成並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する
 4. 学校の人事その他管理運営には干渉しない

第 4 条（会 員）

- ◇ 本会は高南小学校児童の保護者と教職員をもって会員とする

第 5 条（活 動）

- ◇ 本会は主として次の活動を行う
 1. 学校の教育活動の支援
 2. 学校の教育環境の整備に関する事
 3. 児童の校外生活の指導
 4. 会員の研修及び教養の向上に関する事
 5. 会報の発行
 6. 地域社会との協力と交流
 7. その他

第6条（役員）

◇ 本会は次の役員を置き、それぞれの任務を遂行する

1. 会 長 1名（保護者）
会を代表し会務を総括する
2. 副会長 若干名（保護者2名以上、教職員1名以上）
会長を補佐して会務を遂行し、必要に応じて会長を代行する
3. 書 記 若干名（保護者2名以上、教職員1名以上）
会議の議事の記録、報告及び本会の庶務全般を行う
4. 会 計 若干名（保護者2名以上、教職員1名以上）
現金及び物品の出納、資産の管理、決算など本会の経理事務にあたる
5. 監 事 若干名（保護者）
会計の監査及び他の役員の補佐にあたる

◇ 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない

◇ 本会役員の選出は、選考委員会で保護者の中から候補者の推薦を行い、総会の承認を得て選出する。学校側役員は学校に一任する

◇ 役員に欠員を生じた場合は、選考委員会の推薦により運営委員会の承認を得て選任することができる。新たに選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする

第7条（専門委員会）

◇ 本会はその目的を達成するために次の専門委員会を設け、それぞれの任務を遂行する

1. 学年学級委員会
学年や学級相互の連絡を密にして、担任教諭とともに会員の親睦及び学級活動を推進する。成人教育の窓口を置く
2. 校外指導委員会
学校と家庭、地域社会との連携を深め、校外生活での児童の保護育成に努める
3. 広報委員会
会報の発行、広報活動を通じて PTA 活動の会員への周知を図る

◇ 各専門委員は次の通り選出する

1. 学年学級委員 学級毎に 2 名
2. 校外指導委員 学年毎に学級数に応じた人数
3. 広報委員 学年毎に学級数に応じた人数

◇ 委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない

◇ 各専門委員会は、選出された委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名以上をそれぞれ互選する

◇ 各専門委員長はそれぞれの専門委員会を所管する

◇ 委員に欠員を生じた場合は、学年または学級において選出する。新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする

◇ 教職員は各専門委員会に分属するものとし、その選任は学校側に一任する

第 8 条（選考委員会）

◇ 選考委員は次の通り選出する

選考委員 学年毎に学級数に応じた人数

◇ 委員の任期は 1 年とする。但し、各専門委員との兼任を妨げない

◇ 選考委員会は、選出された委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名以上を互選する

◇ 選考委員会は年度末までに役員候補者の推薦を行う

◇ 現役員は選考委員となることはできないが、選考委員会の要請に基づき助言することができる

◇ 学校側選考委員は 1 名以上とし学校に一任する

第 9 条（会 議）

◇ 本会は会の運営を推進するために次の会議を設け、その構成と任務は次の通りとする

1. 運営委員会

役員、各専門委員長、学年学級委員及び選考委員長をもって構成し、会の運営活動について各委員会との連絡調整を図るとともに、円滑な活動を行うために

必要な事案を審議する

2. 役員会

役員で構成し、会の運営上必要な事項を審議する

3. 代表委員会

役員、各専門委員長をもって構成し、各委員会の活動の調整をはかる

4. 専門委員会

各委員会の委員をもって構成し、委員会の活動に必要な事項を審議する

第10条（学校長）

◇ 学校長はすべての会議に参画することができる

第11条（総会）

◇ 総会は年次総会及び臨時総会とする

◇ 年次総会は年度始めに行い、次の通りとする

1. 新役員の承認
2. 前年度の決算報告及び監査報告と承認
3. 予算の審議と承認
4. 事業計画の審議
5. その他必要な事項

◇ 臨時総会は次により開催する

1. 会長が必要と認め、運営委員会の承認を得た場合
2. 過半数の会員から開催請求があった場合

第12条（総会の成立及び議決）

◇ 総会は会員の過半数の出席（委任状可）で成立し、議決は出席者の過半数の賛成によるものとする

第13条（特別委員会）

◇ 会長は必要に応じ運営委員会の承認を得て特別委員会の設置により事案を処理することができる

第 14 条（顧問・相談役）

◇ 本会は運営委員会の同意を得て顧問及び相談役を置くことができる

第 15 条（経 理）

◇ 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充当する

◇ 本会の予算及び決算については総会における承認を必要とする

◇ 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

◇ 本会の会費は児童数減少等正当な理由により会費が不足した場合、総会で承認を得て不足分を徴収する事ができる

第 16 条（慶弔・見舞）

◇ 本会の慶弔、見舞については別に定めるものとする

第 17 条（表 彰 等）

◇ 本会の表彰等については別に定めるものとする

第 18 条（サークル活動）

◇ 本会のサークル活動等については別に定めるものとする

第 19 条（改 正）

◇ 本会則の改正は総会の決議を要するものとする

附 則

1. 本会則は昭和 59 年 5 月 19 日より実施する
2. 本会則は平成 2 年 3 月 12 日に一部改正し、施行する
3. 本会則は平成 6 年 3 月 15 日に一部改正し、施行する
4. 本会則は平成 12 年 3 月 14 日に一部改正し、施行する
5. 本会則は平成 15 年 3 月 11 日に一部改正し、施行する
6. 本会則は平成 18 年 3 月 15 日に一部改正し、施行する
7. 本会則は平成 28 年 5 月 27 日に一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する
8. 本会則は令和 2 年 7 月 22 日に一部改正し、施行する
9. 本会則は令和 5 年 5 月 23 日に一部改正し、施行する